日経産業新聞フォーラム

環境債務会計は経営戦略をどう変えるのか

法律・財務・リスクマネジメントの観点から

この特集は日経アドネットからもご覧になれます。
http://www.nikkei.co.jp/adnet

土壌汚染対策法の改正や省エネ法・温暖化対策推進法の改正など、不動産にかかわる環境関連法規制の改正が重なる見込みである。さらに二〇一〇年度からは資産除去債務に関する会計基準が施行され、将来の環境コストの厳格な見積もりと財務諸表への組み入れが義務づけられる。こうした中、昨年十二月に開かれた日経産業新聞フォーラム「環境債務の見える化で変わる経営戦略」（主催・日本経済新聞社、後援・経済産業省、東京都環境局、日本経済団体連合会）では、固定資産の管理や環境マネジメントの見直しを迫られる企業が環境債務をどのように算出し計上すればいいか、各分野の専門家らが話し合った。

基調講演

企業活動と土壌・地下水汚染対策

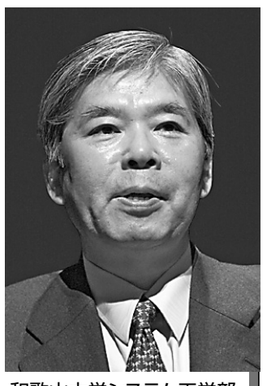

和歌山大学システム工学部
部長
平田　健正氏

○三年に施工された土壌汚染対策法は汚染された土壌の浄化が最大の目的ではなく、汚染土壌を管理し、健康への被害を防ぐこと、つまり汚染土壌を口にしたり、汚染された地下水を飲むといった暴露経路を遮断することが一番の柱です。

ところが、**コスト算出と会計処理が重要に**

土地の資産価値の観点から土壌を見ると、汚染は価値を下げますから、どうしても浄化という話になる。しかし、すべてを浄化となると膨大なコストがかかります。現在はこうした経済的側面と、人への健康影響という側面で、ねじれ現象が起きています。

このような問題を踏まえて、現在、土壌汚染対策法の改正作業が始まっており、来年（〇九年）の通常国会で議論されることになっています。

対策法では特定有害物質を使用している工場や事業所を廃止したときに土壌の汚染を調べることになっていますが、自治体の条例なども含めて法律に基づいた調査は実際には六%程度で、残り九四%は売買や工事などを契機とした企業の自主的な調査です。検討中の改正法も大枠は変わりませんが、自主的調査の結果を自治体に報告する義務が課せられるはずです。

そこで、もし汚染があれば「リスク低減措置」、すなわち立ち入り制限や覆土・舗装、封じ込め、浄化などの対策を取り、管理しなければなりません。ゼロリスクにするのではなく、健康被害が出ないように管理することを求めているのです。

そのために重要なことは対策にどれだけのコストがかかるかです。そこで会計処理が重要な課題になるわけです。

実は土壌汚染の速度は非常に遅い。汚染物質は地表面から年間数㎝しか浸透しないし、地下水は一日十㍍程度しか移動しない。だから管理ができるのです。

企業はこうした法の趣旨をよく理解し、環境リスクに向き合い、企業としての社会的責任を果たしていただきたいと思います。

セッション③

土壌・地下水汚染のリスクとその回避

DOWAエコシステム
環境ソリューション室／東北大学大学院環境研究科教授
白鳥　寿一氏

土壌汚染のリスクといっても健康リスクと企業リスクの二つがあります。

健康リスクは化学物質の暴露量と有害性の掛け合わせで決まり、リスクの管理はこの二つのそれぞれを制御することで行えます。

しかし、管理できるからといって社会や住民が納得するとは限りません。工業用途で使われていた土地の土壌汚染が発覚した場合、大きな騒ぎになります。

それは一般市民にその化学物質による工業利用の便益性が見えにくいからでしょう。便益を実感できないから、リスクを受け入れられない。その結果、土壌汚染問題が企業姿勢を含めて社会問題化し、マスコミも加わり感情的な議論になってしまうのです。

しかし問題は汚染物質の存在ではなく、その存在を知らずに放置し摂取や拡散につながる管理の不在が一番危険なのです。管理されないままでいると、それが発覚した際、企業リスクとして社会の不安をかき立てることになります。

汚染の存在より管理不在が問題

このように、企業は健康リスクと企業リスクを分けて考え、自社の土壌汚染の存在を知らなかったり、管理していないことが最大の問題ということを理解してください。

とはいえ、知らずに土壌が基準を超過している場合もあります。汚染原因は地中に自然的にある重金属など、様々な人の活動により蓄積された人為的なものなどがあり、埋め立て地は河川の最下流でもあり注意が必要です。

土壌汚染に関しては企業も一般の人々も汚染ゼロを求める意識が強いですが、それでは解決になりません。「新品」の土地はないのだから「掃除」をするべきという意識に変えることが大切です。

そのためには意識を変えることが必要で、当社では大学に講座を開いたり、小中高への出張授業も行っています。また、自然的原因の汚染土壌の情報をオープンにするために「地圏インフォマティックス」というデータも作成しました。こうしたデータを基に冷静で建設的な議論をしていただきたいと思っています。

セッション①

M&Aにおける環境リスク

TMI総合法律事務所
パートナー弁護士
淵邊　善彦氏

M&A（合併・買収）において注意が必要な主な環境問題は土壌汚染や廃棄物処理、温暖化対策などがあります。

一方、環境問題にかかわる具体的な法的リスクとしては、①環境汚染などの問題が発覚した場合の汚染拡大防止や汚染除去などの費用②環境問題により生じる周辺住民・従業員などの健康・財産への被害に関する損害賠償などの費用③環境関連法規に違反した場合の行政からの指導・命令に応じる義務や当該営業の許可を取り消されるリスク④環境問題による信用・企業イメージの低下や風評被害⑤所有資産の価値の低下――という五つが挙げられます。

M&Aにおける環境リスクで特に問題になっているのが土壌汚染によるものです。最近では、M&Aを含めて不動産を対象とする大規模な取引では必ずといっていいほど土壌汚染の調査が行われます。したがって普段から自社の不動産におけるリスク管理が重要になっています。

リスク低減に早めの環境DDを

M&Aの契約においては、汚染が発生した場合の権利・義務、損害賠償の具体的プロセスまで書き込むことが安全ですが、そこまで行うケースは多くありません。その結果として紛争になり、問題となるのが売り主の瑕疵（かし）担保責任ですが、日本の場合は判例が非常に少ないので、裁判所の判断を予見しにくいのが現状です。

環境汚染の浄化などで法的に求められる将来の対策費用である環境債務も、M&Aの交渉において今後焦点になる可能性があります。

買い手が対象会社の問題点を発見するために行う調査、デューディリジェンス（DD）が注目を浴びています。これまではビジネス、法務や財務のDDが中心でしたが、今後はこうした環境債務を含めて専門家による不動産・環境DDも必要になってくるでしょう。

環境リスクは交渉の早い段階では情報が少ないため見えにくく、しかも見つかるとインパクトが大きいので、早めの環境DDを行うことを我々はアドバイスしています。

パネルディスカッション

環境債務計上で企業価値は向上するか？

環境債務に関してそれぞれの立場から活発な議論が展開された

光成　今後、環境法令や会計基準を含めて、大きな変更が予定されていますが、その影響についてお聞かせください。

桜本　固定資産に関するものでは資産除去債務、廃棄費用の開示、リース会計、固定資産の減損、投資不動産などの時価評価が中心となりますが、問題はその正確性、つまり内部統制に裏打ちされた情報化が求められていることです。しかし、現状では固定資産関連を扱う仕組みがほとんどありません。今後は堅ろう性とセキュリティーと正確性、網羅性を担保した情報システムを構築する必要があるでしょう。

淵邊　法律面への影響はまだ読めない部分がありますが、一つは省エネです。東京都では一定規模以上の事業所・テナントには二酸化炭素の削減義務が課せられます。また、土壌汚染では調査と範囲の拡充、情報開示の強化という方向で進むと思われ、今後は不動産取引全般に一定の影響を与えるでしょう。

白鳥　土壌汚染対策法の改正ではいくつかの事柄が変わります。これによる不動産への影響を懸念する声もあるかもしれませんが、思惑で動くことなく、この法律をどのように使っていくかが重要です。汚染土壌などに関する情報を整備し活用してもらうことでのメリットを考えることなどはその一つではないでしょうか。

光成　企業に対して情報開示の義務づけや自主的な開示を求める社会的な声が今後強まると思われますが、どのような姿勢と方針で情報を把握・管理する必要があるでしょうか。

淵邊　M&Aを短期間で進める傾向が強まる中で、環境リスクの調査は難しい面があります。だからこそ、いざというときに不利な交渉材料にされないためにも、普段から環境リスクを管理する必要があるでしょう。

白鳥　自社の土地は自分の健康と同じですから、一定の健康診断は行うべきです。その後の情報開示に関する一つの基準は「周辺の人に迷惑をかけるかどうか」。健康影響などの恐れがあれば、当然のことながら開示すべきでしょう。

桜本　同業でリスク開示に積極的な企業と最低限の情報しか出さない企業があれば、市場は不透明感に敏感に反応するでしょう。企業はリスクをリスクとして認識してコントロールする姿勢と仕組みが必要になります。

白鳥　土壌汚染をネガティブにとらえるのではなく、企業価値を上げるためのアクティブマネジメントと考えてはどうでしょうか。例えば、土壌汚染を発見して対策を取り、二度と汚染が起こらない防止システムを作ったとしたら、これは債務ではなく投資と考えるべきです。

光成　最後に、企業価値向上に結びつく意思決定ができるような環境債務への対応について、アドバイスしてください。

桜本　義務化されたから仕方なく対応するという姿勢ではなく、やはり企業価値向上の取り組みの一部と考えるべきでしょう。特に固定資産の情報はこれまで経営上、見えていなかったエリアです。それを可視化して情報整理すれば有効な次の一手が打てるはずです。

白鳥　環境リスクについて「開示はいいことだ」という社会全体の雰囲気を作るには、今回はいいきっかけです。みんなが開示するようになり、今まで出来なかったコントロールやコミュニケーションができれば、企業価値の向上につながるだろうと思います。

淵邊　環境リスクを企業価値に結びつける発想で社会が動き出してからまだ日が浅く、法律の整備は遅れており、裁判官の見方も安定していません。法的安定性が低い中で皆さんが判断しなければならないのですから、やはり信頼できる専門家との連携や、組織内で専門性を持ったスタッフを育てていくことが重要です。

光成　アメリカでは環境情報を積極的に開示している企業は株価が下がったときの戻りも早いという事例もあります。今後、企業の価値の維持・向上に生かす形で情報開示や環境債務の計上をぜひ行っていただきたいと思っております。

情報開示強化で取引全般に影響
リスク管理の姿勢と仕組みが必要
汚染対策は債務でなく投資と認識
適切な情報開示と環境債務計上を

淵邊氏
桜本氏
白鳥氏
光成氏

セッション②

環境債務の計上とITの活用

日本オラクル
アプリケーションビジネス
推進本部担当ディレクター
桜本　利幸氏

みずほ情報総研
環境・資源エネルギー部
チーフコンサルタント
光成　美樹氏

国際会計基準との収れんの中で、一〇年度から資産除去債務に関する会計基準が施行されることになっています。

さらに環境を社会や経済の枠組みから管理していこうとする法・政策の変更が徐々に行われており、市場での情報開示の拡充も今後進むと思われます。

資産除去債務に関する会計基準とは、建物などの有形固定資産の除去時に必要な将来費用を債務として認識し、貸借対照表の資産・負債の両建て処理を行い、耐用年数にわたって損益計算書の減価償却費として費用化することを義務づけるものです。

所有している建物の取り壊しや売却の際に、法律や契約上の義務として実施する解体費や賃貸借契約などに基づく原状回復費なども資産除去債務に含まれます。

資産除去債務の会計基準施行へ
EPMとERPで世界的に管理

光成氏
桜本氏

連結財務諸表のすべての資産が対象になるので、海外も現地法に沿って債務性を評価することになります。

建物の廃止時・売却時などに環境汚染の調査が義務付けられ、特定の環境対策が求められる場合は、その調査・対策費も資産除去債務に該当する場合があります。このような環境債務の典型例としてはアスベストと土壌汚染があります。

資産除去債務の計上に当たっては海外も含めて各部署の関係者を集めた社内プロジェクトチームを結成し、検討する必要があるでしょう。

（講演・光成氏）

◇　◇

企業は今日、グローバルレベルでヒト・モノ・カネの情報を一元管理し、可視化する必要性に迫られています。さらに国際会計基準など法制に対応して資産除去債務や環境債務の計上もしていかなければなりません。

そこで有効な手段がIT（情報技術）システムです。企業のビジネスパフォーマンスを監視・管理する「EPM（企業パフォーマンス管理）」と、ヒト・モノ・カネを一気通貫で一元管理する「ERP（統合基幹業務システム）」という二つの仕組みをご紹介しましょう。

当社は百四十五カ国に展開しており、かつては各国ごとにちがうシステムを使っていました。しかし一元管理の必要性に迫られ、ERPを活用し、〇四年にシステムを統合しました。

今ではすべての固定資産を一つの情報システムの中に格納し、資産除去債務などの国際会計基準に対応しています。

昨年、日本企業の最高財務責任者（CFO）にアンケート調査した結果、自社の財務会計システムに八割が満足していませんでした。これは従来の会計システムが時代の要請に対応できなくなっているからでしょう。

EPMとERPを併用すれば、固定資産や不動産情報を国際的に管理でき、有害物質の情報も付加できます。決算の早期化、コスト削減からも時代に適したシステムといえるでしょう。

（講演・桜本氏）

広　告

企画・制作
日本経済新聞社
クロスメディア営業局

TMI総合法律事務所　DOWAエコシステム　みずほ情報総研　日本オラクル　（順不同）